

【アフリカ IP 情報】 セーシェル共和国が ARIPO に加盟

2021 年 10 月 7 日
ジェトロ・ドバイ事務所

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）は 2021 年 10 月 5 日、セーシェル共和国がハラレ議定書に加盟して ARIPO の加盟国となったことを発表した。これで ARIPO 加盟国は、21 カ国となる。

ハラレ議定書は、ARIPO の有する条約の 1 つで、特許、実用新案および意匠について、単一の登録手続によって締約国で権利取得を可能にするもの。2022 年 1 月 1 日以降、ARIPO の広域出願を利用してセーシェル共和国を指定することで、これらの権利を取得できるようになる。一方、商標について、セーシェル共和国はバンジュール議定書¹に未加盟であるため、同国で商標権を取得するためには別途、国内出願が必要。

ARIPO 加盟国 21 カ国は、以下のとおり。ボツワナ、エスワティニ王国、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト王国、リベリア、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セーシェル共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。ARIPO 加盟国のうち、ハラレ議定書の締約国でないのはソマリアとモーリシャス。

－ ARIPO のニュースリリースは、以下参照 －

<https://www.aripo.org/accession-of-the-republic-of-seychelles-to-the-harare-protocol/>

－ ARIPO での知的財産権取得に関する制度詳細は、以下の調査報告書を参照 －

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/africa/ip/report_201802.pdf

(了)

¹ ARIPO の有する条約の 1 つで、単一の登録手続によって締約国での商標権取得を可能にするもの。